

教育原理 3
「教育の目的」

令和4年4月25日（月）
八戸学院大学短期大学部幼児保育学科

ワーク

1. 「春」を見て、どのように感じましたか？
2. 「春」の環境を、保育活動に取り入れるとしたら、どのように取り入れますか？

この講義の終わりの小テスト内で記載してもらいます。

保育者のアンテナ

- ありとあらゆるものに張っておきたい。
- アンテナに引っかかるものに、個性が出る。
- 想像（夢想）してみる。

エクササイズ ~自由にイメージしてみてください

- もしあなたに子どもがいたら、どんな教育をしてあげたいと思いますか？
- 例えば、習い事や塾に通わせますか？

1.はじめに

「教育」というものの概念について

- 。 時代や文化によって、大きく制限を受ける。
 - 教育という概念が存在しない文化もあれば、その概念が現在と大きく異なる意味を持っていた時代もあった。

例えば...

「教育」という言葉の辞書的意味

調べてみましょう♪♪

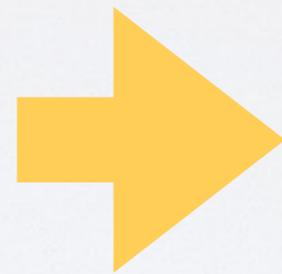
例えば...

語源を探ると

「教育」=education (ラテン語のeducatioの音訳)

educatio

- ① 植物の栽培
- ② 動物の飼育
- ③ 人間の養育、教化



育てる

例えば...

「education」という言葉の辞書的意味

調べてみましょう♪♪

- それぞれの時代や文化を背景とした、教育の目的があったと考えられる。

→教育の目的の歴史を知ろう!!

2. 教育の目的の歴史

(1) 学校教育以前の教育の目的

「子ども」という概念

→ 近代以降に成立した概念

それまでは、「小さな大人」という概念が一般的だった。

(1)学校教育以前の教育の目的

学校教育ができる前には...

自らが生まれた共同体に適応することが教育の目的だった。

→職業に必要な能力を学ぶ。

(江戸時代までの日本においては...)

庶民～寺子屋で家業に必要な読み書き算を学ぶ。

武士～藩校で、藩を治めるために必要なことを学ぶ。

(1)学校教育以前の教育の目的

近代教育の父コメニウスの思想

「国民教育」

あらゆる子どもにあらゆる教育を施す。

→身分に結びついた教育目的に対する抵抗。

(2)学校教育における教育の目的

日本の学校教育の歴史

- ・ 1872（明治5）年、「学制」が公布された。
日本に学校制度を導入した法律である。

「すべての国民に教育を施す」という思想が示された。→国民の意識とのギャップ。

(2)学校教育における教育の目的

日本の学校教育の歴史

1890（明治23）年、「教育勅語」が出された。
国民教育の基本理念として、また、天皇に尽くす臣民の育成を目的とした。

道徳教育に重きを置いた教育観だったために、特定の目的に導くものだった。

3.法律から見る教育の目的

(1)日本国憲法

1946(昭和21)年に公布された日本の現行憲法。

国民主権

基本的人権の尊重

平和主義



を基本原則とする。

3.法律から見る教育の目的

(1)日本国憲法

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、**ひとしく教育を受ける権利**を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その**保護する子女に普通教育を受けさせる義務**を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

3.法律から見る教育の目的

(2)教育基本法～教育の目的が明確に示されている法律

第1条 教育は、**人格の完成**を目指し、**平和で民主的な国家及び社会の形成者**として必要な資質を備えた**心身ともに健康な国民の育成**を期して行われなければならない。

「人格の完成」→個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることを意味する。

3.法律から見る教育の目的

(2)教育基本法 第2条～教育の目標

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3.法律から見る教育の目的

(2)教育基本法 第5条第2項～義務教育の目的

義務教育として行われる**普通教育**は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

「普通教育」～職業教育ではなく、社会で生きていくための基本的な教育。

→全ての子どもに同じ教育を行う、という近代以降の根本的な理念。

3.法律から見る教育の目的

(3)学校教育法～学校制度についての法律

第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

→平成18年の改正により、幼稚園は学校種の先頭へ。

→義務教育学校とは、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校の種類。

3.法律から見る教育の目的

(3)学校教育法～学校制度についての法律

第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

→生涯にわたる教育の基礎を培う役割を担う。

(3)学校教育法～学校制度についての法律

第23条

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

4.保育内容から見る教育の目的

(1)幼稚園教育要領

幼稚園の教育内容が示されたもの。

平成29年の改訂において、その前文に教育基本法の第2条、教育の目標が示された。

→各学校種の要領において共通に示され、一貫した教育が行われることが求められた。

4.保育内容から見る教育の目的

(2)保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

いずれの機関においても、幼児教育は幼稚園と同様になされる、ということが共通して示された。（平成29年の改訂（定））

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も明示！

参考文献

シリーズ知のゆりかご「いまがわかる教育原理」

第2章 教育の目的

西本望編 2018年 株式会社みらい